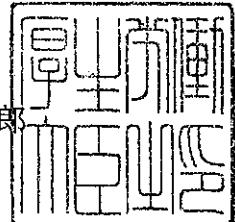




厚生労働省発食安第 0118002 号
平成 18 年 1 月 18 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること
2. 別紙に掲げる、指定添加物 12 品目に係る 15 成分規格及び既存添加物 11 品目に係る 12 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと



1. 新たに成分規格が作成される既存添加物（一般飲食物添加物1品目を含む。
〔 〕内は規格名を示す。）

アカキヤベツ色素（一般飲食物添加物）、N-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、L-アラビノース、イノシトール [*myo*-イノシトール]、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシリントランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン[α -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン]、5'-シチジル酸、焼成カルシウム〔貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム〕、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン（抽出物）、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤブリシン（抽出物）、デキストラン、トコトリエノール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小纖維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモブシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、D-リボース、ルチン酵素分解物、ルチン〔エンジュ抽出物〕

2. 純度試験等の見直しを行う添加物（〔 〕内は規格名を示す。）

①指定添加物

アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、ショ糖脂肪酸エステル、スクロース、D-ソルビトール [D-ソルビトール、D-ソルビトール液]、ビタミンA〔ビタミンA油〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油〕、フェロシアン化物〔フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム、フェロシアン化ナトリウム〕、D-マンニトール、硫酸第一鉄

②既存添加物

アラビアガム、カラギナン〔加工ユーチュマ藻類、精製カラギナン〕、カラブ

ビーンガム、キサンタンガム、グーガム、ジェランガム、トリプシン、パパ
イン、プロメライン、ペクチン、ペプシン